

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市感染症診査協議会
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 川崎市感染症診査協議会条例
設置年月日	平成11年4月1日
所掌事務	就業制限に係る通知、入院勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療の公費負担申請に基づく費用の負担に関して必要な事項について審議する。
委員数	18人以内
委員の構成	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者、医療及び法律以外の学識経験を有する者
会議公開・非公開	非公開
非公開の理由	特定の個人を識別することができる事項、及び個人の権利利益を害するおそれがある事項を扱う会議のため、審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号に該当。
事務局担当課	健康福祉局保健所感染症対策課 電 話 200-2441 ファックス 200-3928
ホームページアドレス	